

平成26年9月26日

特定非営利活動法人消費者ネット広島  
理事長 吉富 啓一郎 様

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ  
営業本部 コンシューマ営業部長 目黒 裕



### 申入書への回答について

謹復 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成26年7月24日付で、貴法人よりいただいた「申入書」について、ご回答申し上げます。

弊社サービス「メガ・エッグ」の複数年契約割引の中途解約に伴う解約違約金における、平均的な損害額の算定根拠につきまして、逸失利益までも損害の算定根拠とすることは問題があるとご指摘をいただいておりますが、携帯電話の解約金に関する裁判例でも逸失利益が損害として認められており、逸失利益を平均的な損害額の算定根拠とすることは問題ないと考えております。

なお、解約違約金等につきましては、契約者に対して分かりやすく説明し、その内容を十分ご理解いただいたうえで契約がなされるよう、弊社は、これまでにも、カタログ等の記載内容の見直しや販売代理店を含む販売員等に対する指導などを行ってまいりましたが、今回のお申入を真摯に受け止め、今後もより分かりやすい説明に取り組むとともに、販売員等に対する指導もより徹底して参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬白